

遺言を書きましょう (遺言のすゝめ その1)

最近、「終活」や「エンディングノート」など、人生の最期にスポットを当てた関連書籍が数多く発行され、それに関するセミナーも盛況だそうです。ところがその一方で、遺言を実際に書いている人の割合はそれほど増えておらず、日本における遺言普及率は2~3%程度だとも言われています。

皆さんは、遺言で最も大切なことは何かご存知でしょうか? 「要式を守って作成すること」や「遺された人が争わないようにすること」など、色々と思いつくかも知れませんが、最も大切なことは、「書くこと」です。法的に無効な遺言であっても気持ちが伝わることはありますが、書かれていない思いが正確に伝わることはないと言われ、強く肝に銘じて下さい。

この「遺言のすゝめ」を通して、遺言のことを少しずつ考えていきましょう。このコラムが、皆様の遺言作成のきっかけになれば幸いです。

遺言の種類は、おもに3つ。

①公正証書遺言

公証役場で作成します。公証人が認証するため、最も証拠能力が高い遺言です。

②自筆証書遺言

自分ひとりで作成できる遺言です。全文を自筆するなど、方式に従って書く必要があります。

③秘密証書遺言

作った遺言を封書にして、公証人と証人2名に提出することにより作成される遺言です。

⇒以上が、普通方式の遺言と呼ばれています。今後各方式について詳しく解説していきます。

☆これ以外にも、「一般危急時遺言」や「在船者の遺言」といった特別方式による遺言というものもあります。

<遺言で何ができるの?>

では、遺言を作れば何ができるのでしょうか?

真っ先に思いつくのは、「相続人に対し、遺産をどう分けるかを指定できる」ことだと思いますが、それ以外にもいくつかありますので、ご紹介したいと思います。

財産に関することでは、生命保険受取人の指定が遺言で可能ですし、相続人以外に財産を分ける「遺贈」をすることもできます。また、財産関係以外では、認知や未成年後見人の指定といった、いわゆる身分に関することも遺言によって行うことができます。

これ以外にも、法的な効力はありませんが、「付言事項」として自らの気持ちを自由に書くことが認められており、遺言によって様々なことができることがご理解いただけると思います。

ご相談はお気軽に

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁4番16号 堺富士ビル4階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

<シリーズ「遺言のすゝめ」 次回は？>

今回の「遺言のすゝめ」は、「安心確実な遺言」である公正証書について、そのメリットとデメリットを中心に解説いたします。（『知って得する法律ミニコラム 第6号』での掲載を予定しております。）

リーガルバンクさかいでは、遺言の作成に関するサポート業務を行っておりますので、この機会に是非ご利用下さい。来所でのご相談（1時間程度）は無料です。事前にメール又はお電話にてご予約下さい。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

<サービス一覧>

・不動産登記

⇒不動産購入による名義変更や、住宅ローンの完済による抵当権の抹消登記など。

・相続手続き

⇒不動産や金融機関口座の名義変更から、遺産分割協議書の作成、相続税に関するご案内など。

・遺言作成手続き

⇒公正証書や自筆証書遺言の作成サポート、生前の相続対策のご相談など。

・成年後見等手続き

⇒成年後見等制度を利用して、ご高齢や障害のある方の権利を守ります。

・火災保険業務

⇒ご自宅の火災保険のこと、ご相談下さい。

・不動産コンサルティング

⇒相続した不動産の売却や個人間での売買など、ご相談を承ります。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁4番16号 堺富士ビル4階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

Eメール Kawabata-office@mbi.nifty.com

（受付時間 月～土、午前10時より午後6時まで）

来所での初回相談（1時間程度）は、**無料**です。
事前にメール又はお電話にてご予約下さい。